

重要事項説明書

当事業者はご利用者に対して通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果、「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

社会福祉法人 天 寿 会
デイサービスセンター後楽荘
(通所介護事業)

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 天寿会
- (2) 法人所在地 広島県呉市焼山町字打田623番
- (3) 電話番号 (0823) 34-1388
- (4) 代表者氏名 理事長 神田 耕作
- (5) 設立月日 平成2年4月27日

2. 事業所の概要

- (1) 事業の種類 指定通所介護事業
- (2) 業所の目的 介護保険法令に従い、ご契約者(利用者)が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に通所介護サービス、訪問介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 デイサービスセンター後楽荘
- (4) 事業所の所在地 広島県呉市焼山町字打田623番
- (5) 電話番号 (0823) 34-1388 (代表)
- (6) 事業所長(管理者氏名) デイサービスセンター後楽荘 岡田 光隆
- (7) 当施設の運営方針 「人間らしく、明るく、安らかな老後」を目標に福祉のころをもって行動すること。
 - 1. 利用者本位のサービスに努める。
 - 2. 利用者の生活の質の向上に努める。
 - 3. 親切で真心のこもったサービスに努める。
 - 4. 信頼される職員であるよう努める。
 - 5. 積極的に専門技術の向上に努める。
- (8) 開設(サービス開始)年月 平成 12年4月1日
- (9) 事業者が行っている他の業務
 - 介護老人福祉施設 短期入所生活介護 居宅介護支援
 - 在宅介護支援事業 認知症共同生活介護 訪問介護
- (10) 通常の実業の実施地域 呉市民生委員児童委員連絡協議会区域1区から21区までとする。
- (11) 営業日及び時間

	通所介護
営業日	日曜日・12月30日から1月3日を除いて営業
受付時間	月～土曜日 8:30～17:30
サービス提供時間帯	月～土曜日 9:00～16:10

- (12) 利用定員 通所介護 40名(介護予防も含む)

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して通所介護サービス・訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	通所介護	
	配置人数（常勤換算数）	指定基準
1. 管理者	1名	1名
2. 介護職員	7.5名	6名
3. 生活相談員	2名	1名
4. 看護職員	2名	1名
5. 機能訓練指導員	2名	1名
職種	勤務体制	
1. 介護職員	勤務時間	8：30～17：30
2. 看護職員 兼 機能訓練指導員	勤務時間	8：30～17：30

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されません。

〈サービスの概要〉

- ①入浴 入浴又は清拭を行います。寝たきりの方でも特殊浴槽を使用して入浴することができます。
- ②排泄 ご利用者の排泄の介助を行います。
- ③機能訓練 機能訓練指導員により、ご利用者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
- ④送迎サービス ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。但し、通常の事業の実施地域以外からのご利用者の場合は、所定の送迎費用をご負担いただきます。
- ⑤通所介護計画 ご利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた通所介護計画を作成します。事業所は、通所介護計画の作成及びその実施状況の把握に努めるとともに計画内容をご利用者又はご家族に説明し、ご利用者の同意を得ます。

〈サービス利用料金（1回あたり）〉1割負担を例示しています。

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担）をお支払いください。（下記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります）

介護報酬の自己負担は原則1割となりますが、平成30年8月以降、保険者に認定された所得階層の方については、介護報酬の2割または3割の費用が必要となります。

（7時間以上8時間未満の基本料金）

1. ご契約者の要介護度とサービス料金	要介護度 1 6,580 円	要介護度 2 7,770 円	要介護度 3 9,000 円	要介護度 4 10,230 円	要介護度 5 11,480 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,922 円	6,993 円	8,100 円	9,207 円	10,332 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	658 円	777 円	900 円	1,023 円	1,148 円

（6時間以上7時間未満の基本料金）

1. ご契約者の要介護度とサービス料金	要介護度 1 5,840 円	要介護度 2 6,890 円	要介護度 3 7,960 円	要介護度 4 9,010 円	要介護度 5 10,080 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,256 円	6,201 円	7,164 円	8,109 円	9,072 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	584 円	689 円	796 円	901 円	1,008 円

（5時間以上6時間未満の基本料金）

1. ご契約者の要介護度とサービス料金	要介護度 1 5,700 円	要介護度 2 6,730 円	要介護度 3 7,770 円	要介護度 4 8,880 円	要介護度 5 9,840 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,130 円	6,057 円	6,993 円	7,992 円	8,856 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	570 円	673 円	777 円	888 円	984 円

（4時間以上5時間未満の基本料金）

1. ご契約者の要介護度とサービス料金	要介護度 1 3,880 円	要介護度 2 4,440 円	要介護度 3 5,020 円	要介護度 4 5,600 円	要介護度 5 6,170 円
2. うち、介護保険から給付される金額	3,492 円	3,996 円	4,518 円	5,040 円	5,553 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	388 円	444 円	502 円	560 円	617 円

(3時間以上4時間未満の基本料金)

1. ご契約者の要介護度とサービス料金	要介護度 1 3,700 円	要介護度 2 4,230 円	要介護度 3 4,790 円	要介護度 4 5,330 円	要介護度 5 5,880 円
2. うち、介護保険から給付される金額	3,330 円	3,807 円	4,311 円	4,797 円	5,292 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	370 円	423 円	479 円	533 円	588 円

☆ 厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は下記の加算額が必要になります。

(利用1回当たり)

入浴介助加算 (I)	安心・安全に入浴介助ができるように研修を行い、入浴を適切行う人員・設備を有して入浴を行った場合 400 円 (自己負担 40 円)
入浴介助加算 (II)	医師等 (介護福祉士を含む) が居宅を訪問し、浴室での動作等を評価し、介護支援専門員等と連携し、福祉用具や住宅改修の助言を行う等をするとともに機能訓練指導員等が利用者の居宅の浴室の環境を踏まえた入浴計画を作成し、居宅の環境に近い入浴介助を行った場合 550 円 (自己負担 55 円)
サービス提供体制強化加算 I	介護職員の総数のうち、前年度 10 年以上介護福祉士資格を取得している介護職員の占める割合が 25% と以上であった場合 1 回あたり 220 円 (自己負担 22 円) 加算されます。
認知症加算	介護・看護職員を常勤換算方法で 2 以上加配し、認知症介護実務者研修を修了した者を 1 名配置した場合及び認知症の事例検討会等の研修を定期的におこなった場合に認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方に 1 回あたり 600 円 (自己負担 60 円) 加算されます。
中重度ケア体制加算	介護職員又は看護職員を常勤換算方法で 2 名以上多く配置し、前年度の要介護 3 以上の利用者が、利用者総数の 30% 以上であり、看護職員を 1 名以上配置している場合に 1 回あたり 450 円 (自己負担 45 円) 加算されます。

(月当たり)

科学的介護推進体制加算	利用者ごとの ADL 値・栄養状態・口腔機能・認知症の状況そのたの心身の状況等に係る基本的情報を厚生労働省に提出するとともに PDCA サイクルでサービスの改善に取り組んでいる場合 400 円 (自己負担 40 円)
介護職員処遇改善加算 (I)	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た事業所がサービスを行った場合 介護報酬総額に対して、5.9%加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	現行の介護職員処遇改善加算を算定し、厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た事業所がサービスを行った場合 現行加算を除く総単位数に1.2%加算されます
介護職員等ベースアップ等支援加算	現行の介護処遇加算を算定し、厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た事業所がサービスを行った場合 介護報酬総額に1.1%加算（月あたり）
ADL 維持加算（Ⅰ）	1年間の評価期間を設け利用者のADL値を集計した結果、「維持」若しくは「改善している」結果が得られ、また厚生労働省に結果を提出した場合、評価期間終了後より1年間の算定が可能（評価期間のADL値が1以上向上した場合） 300円（自己負担30円）
ADL 維持加算（Ⅱ）	1年間の評価期間を設け利用者のADL値を集計した結果、「維持」若しくは「改善している」結果が得られ、また厚生労働省に結果を提出した場合、評価期間終了後より1年間の算定が可能（評価期間のADL値が3以上向上した場合） 600円（自己負担60円）

※ 送迎が行わない場合は 片道470円（自己負担47円）減算されます。

※ 尚、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）については支給区分限度額の枠外となります。

★ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）

償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

★ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

※ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、両方の業務継続計画が未策定の場合及び必要な措置を講じてない場合は基本報酬を1%減算する。

※ 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合

虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。①虐待の防止のための指針を整備すること。②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。①②措置を適切に実施するための担当者を置いていない場合は基本報酬の1%を減算する。

※ 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行うことはしません。利用者自身及び他者に危害を及ぼすこ

とが明らかで止むを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録し、同意を得ます。

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金をご契約者の負担となります。

経済状態の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までに説明します。

〈サービスの概要と利用料金〉

①介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額をご契約者の負担となります。

②食事の提供(食材料費)

ご利用者に提供する食費(食材料費及び調理に係るにかかる費用)です。

通所介護事業 : 昼食 700円

(食事時間) 昼食: 12:00~

③日常生活上必要となる諸経費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用としてご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

・おむつ代 実費

④通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、事業実施地域の境界線からお住まいまでの間の送迎費用として、1km20円をいただきます。

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)の料金・費用は次の通りお支払いください。

1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する料金は、利用日数に基づいて計算した額とします。)

ア. 事業所窓口への現金払い

イ. JCBによる引き落とし

当月分を翌月26日引き落とします。 どの金融機関でも可能です

(4) 利用の中止、変更、追加

★利用予定日の前に、ご契約者及びご利用者の都合により、サービスの利用中止又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合利用予定日の前日までに事業者にお申し出てください。

★サービス利用の中止、変更、追加の申し出に対して、事業所及び訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期

間又は日時を契約者に提示して協議します。

☆ご利用者がサービスを利用している期間中でも利用を中止することができます。
その場合既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 通所介護利用時の留意事項

- 施設、設備をその本来の用途に従って利用してください。
- 故意にまたわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状を回復していただくか、又は相当な代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- 事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。
- 当事業所は、医療施設ではありません。緊急時には、看護師・協力病院、かかりつけ医等の医師と連携等をし、緊急病院等に移送いたします。

(1) 持込の制限

通所介護の利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

- (1) バスタオル 1枚 (2) タオル1枚 (3) ナイロンタオル1枚
- (4) ビニール袋 1袋 (5) 着替1式 (6) オムツを使用の方はオムツ1~2回分
- (7) 利用料金 (8) 介護保険証 (9) 上履き

サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療を義務付けるものでもありません。他の医療機関での診療を希望される場合については、移送が原則できませんのでご了承ください。)

医療機関の名称	脇田医院
所在地	呉市焼山中央2丁目1-1
診療科	内科、外科、整形外科

(2) 介護職員における医療ケアについて

厚生省の通知(医政発第072005号)を受け、下記の3条件を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認し、事前に本人又はご家族の依頼に基づき、介護職員による皮膚の軟膏の塗布(褥そうの処置を除く)、皮膚への湿布の貼付、点眼薬の点眼、一包化された内服薬の内服、肛門からの座薬挿入、鼻腔粘膜への薬剤噴霧を介助させていただきます。

- ①利用者が入院・入所して治療する必要がなく様態が安定していること。
- ②医師や看護職員による連続的な容態の経過観察が必要でないこと。
- ③内服薬については誤嚥の可能性、座薬については肛門からの出血の可能性など、専門的な配慮が必要でないこと。

6. サービス提供における事業者の義務

当事業者は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態から必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者及びご利用者から聴取、確認します。
- ③ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又はご利用者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
但し、ご利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するに当たり知り得たご契約者、ご利用者又はご家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
- ⑦事業所において感染症又は食中毒が発生又は蔓延しないように、看護職員を中心に感染対策委員会を開催し、感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を整備するとともに定期的な研修を行い、感染症又は食中毒が発生又は蔓延しないように努めます。
- ⑧事業所において事故発生の防止のための指針を整備するとともに事故発生防止委員会を設置し、委員会の開催及び介護職員その他の従業者に対する研修を定期的に行います。
- ⑨事業所において褥瘡の予防に関わる整備や褥瘡に関する基本知識を持ち、日常的なケアにおいて介護職員等が配慮することにより、褥瘡発生の予防に努めます。
- ⑩介護現場での生産性向上に資する取組の促進を図る観点から、現場の課題を抽出および分析した上で、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を開催します。
- ⑪ホームページ上に重要事項説明書及び運営規程を公表します。
- ⑫虐待の防止のための指針をし、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図り、従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的を実施します。
- ⑬事業所の入浴サービスを、快適に安心してより安全に入浴サービスが提供できるように職員に定期的な研修を行います。

7. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

8. サービス利用をやめる場合

契約の有効期間は要介護認定の有効期間ですが、契約満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に次のような事由に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① ご利用者が死亡したとき
- ② 要介護認定によりご利用者の心身の状況が要支援・自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合

(1) ご契約者から解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する7日前までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご利用者が入院された場合(一部解約はできません)
- ③ ご利用者の「居宅サービス計画」(ケアプラン)が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご利用者の身体・財産・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合に置いて、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にご利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者によるサービス料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の一部が解約又は解除された場合

本契約の一部が解約された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

(4) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うように努めます。

9. 利用者代理人

契約締結に当たり、ご契約者（利用者）が判断能力不十分等の事由がある場合は、代理人を選任し、契約の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

10. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口(担当者) 生活相談員 木村 秀一・中元 亜希

・受付時間 月曜日～金曜日 9:00～16:10

TEL (0823) 30-3558 FAX (0823) 30-3580

(2) 行政機関その他苦情受付機関

呉市 介護保険課	所在地	呉市中央4丁目1-6 呉市役所新庁舎1階
	電話番号	(0823) 25-2626
	ファックス	(0823) 24-4863
	受付時間	8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地	広島市中区東白島町19-49
	電話番号	(082) 554-0783
	ファックス	(082) 511-9126
	受付時間	8:30～17:15

11. 事故発生時の対応について

当該居宅サービス利用提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村及び家族に連絡を行ない、必要な措置を講じます。

令和 年 月 日

指定通所介護の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者

呉市焼山町字打田623番
社会福祉法人 天寿会
理事長 神田耕作

デイサービスセンター 後楽荘

説明者職名

【氏名】

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名

代理人 住所

氏名

令和6年4月改訂版

デイサービスセンター後楽荘
管理者 岡田 光隆 殿

個人情報使用に関する同意書

私 _____、ご家族の個人情報について、次に記載するところにより必要最低限の範囲内での使用に同意します。

記

1. 使用開始日（利用開始日） 令和 年 月 日 より

2. 使用する目的
 - ① 介護保険サービス提供円滑化のために実施する担当者会議等及び介護支援専門員との連絡調整等に必要な場合
 - ② 利用者の診療に対して、医師等に相談助言を得る場合

3. 使用する職員の範囲
 - ① 利用者に対してサービス提供、相談援助等及び請求業務をする職員

4. 使用上の条件
 - ① 個人情報の提供は必要最低限度とし、提供に当たっては関係者以外への漏洩に細心の注意を払うこと。
 - ② 個人情報を使用した担当者会議においては、議事内容を記録すること。

令和 年 月 日

利 用 者 氏 名 _____

利用者代理人 氏 名 _____